

6 中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新」支援

概要

新商品や新サービス等の開発など新たな事業活動を通じて経営革新に取り組む中小企業を、資金調達、税制、販路開拓等で支援します。

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新の支援策を受けるには、中小企業の皆様が「経営革新計画」を作成し知事の承認を受ける必要があります。なお、計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画承認を受けた後、別途各支援機関による審査の上決定されます。

支援措置としては、県制度融資（挑戦資金）・政府系金融機関による低利融資制度・中小企業信用保険法の特例・各種税制措置等が利用できます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keieikakushin/shiensaku3.html>

主な支援内容

1.経営革新計画の承認に基づく支援策

申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置が利用できます。なお、詳しくは、県の担当部局、国の地方機関等にご相談下さい。

なお、計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画承認を受けた後、各支援機関等における審査が必要となります。申請者は、計画の申請と同時に希望する支援機関において事前に相談を行ってください。

- ・県制度融資（挑戦資金）
- ・政府系金融機関による低利融資制度
- ・その他低利融資制度（商工中金）
- ・中小企業信用保険法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例
- ・高度化融資制度
- ・特許関係料金減免制度
- ・販路開拓コーディネート事業
- ・ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成）
- ・ちば中小企業元気づくり助成事業（新商品・新技術・特産品等開発助成）

問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課経営支援班

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL：043-223-2712

7 政府系金融機関の融資制度

概 要

中小企業者が事業に必要な融資を受けることができます。

さまざまな資金ニーズに対応した制度があり、成長・発展のための資金を融資するチャレンジ融資には、創業、再チャレンジのための初期段階の資金や地域資源活用、経営革新、新連携事業、第二創業など新事業展開のための資金などがあります。

また、東日本大震災により被害を受けた方が御利用になれる、東日本大震災復興特別貸付もあります。

ぜひ御利用ください。

<http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html>

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫(略称:日本公庫) 千葉支店

〒260-0028 千葉市中央区新町 1000 (センシティタワー11階)

TEL:043-243-7121

8 政府系金融機関のセーフティネット貸付

概 要

一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれるものへの融資です。

ぜひ御利用ください。

<http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html>

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

内 容

- 経営環境変化対応資金
- 金融環境変化対応資金
- 取引企業倒産対応資金

問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫(略称:日本公庫) 千葉支店
〒260-0028 千葉市中央区新町 1000 (センシティタワー11階)
TEL:043-243-7121

9 信用保証制度

概 要

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証する制度です。また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度も利用できます。

<http://www.chiba-cgc.or.jp/guarantee/>

○目的にあわせた保証制度をお探しいただけます。

これから開業したい、借入枠を確保したい、低利融資制度が知りたい、今注目されている制度が知りたい、東日本大震災による被害を受けた、パッケージ保証、小規模事業主向け、売掛債権や在庫を活用したい、社債を発行し資金調達したい、資金繰りを安定させたい、長期安定資金を確保したい、経営改善や事業再生を図りたい

など、多様な保証制度があります。

問い合わせ先

千葉県信用保証協会

〒260-8501 千葉市中央区中央 4-17-8 (千葉県自治会館)

TEL : 043-221-8111

10 経営安定関連保証制度

概要

この制度は、取引先の倒産や災害その他突発的事由等により影響を受けた中小企業者が経営の安定に必要なとする資金について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

<http://www.chiba-cgc.or.jp/guarantee/g3.html>

ご利用いただける方	市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方
保証限度額	2億8,000万円以内(6号の場合は3億8,000万円) 組合 4億8,000万円以内
資金使途	運転資金ならびに設備資金
保証期間・返済方法	運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む)の分割弁済 設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む)の分割弁済
信用保証料率	年0.80%(1～6号認定)年0.68%(7～8号認定)
連帯保証人	会社 原則として代表者(実質経営者)以外は徴求しません 個人 原則として実質経営者以外は徴求しません
担保	必要に応じて
貸付利率	金融機関所定利率

問い合わせ先

千葉県信用保証協会

〒260-8501 千葉市中央区中央4-17-8 (千葉県自治会館)

TEL : 043-221-8111

1 1 中小企業成長支援ファンド

概 要

ベンチャーキャピタル等の民間投資会社とともに投資ファンドを組成し、中小企業の経営実態に即した多様な資金供給と踏み込んだ経営支援を行い、新事業展開・第二創業、転業、事業の承継により新たな成長・発展を目指す中小企業を幅広く支援します。

個別企業への投資は、各ファンドを運営する投資会社等が行います。

<http://www.smrj.go.jp/fund/gaiyo/053660.html>

1. ファンド組成

ベンチャーキャピタル等の民間投資会社や金融機関、事業会社等とともに投資ファンドを組成。中小機構は有限責任組合員としてファンド総額の1/2以内を出資。

2. 投資対象

新事業展開、転業、事業の再編、承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業者

3. 支援方法

- ・各種手法（プロジェクトファイナンス型の投融資、株式取得等）による資金提供
- ・民間パートナーによるマーケティング・販路開拓支援及び中小機構からの各種支援により、企業の成長発展を支援。

問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構） ファンド事業部

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-5470-1673、03-5470-1570

12 千葉県の中小企業向け融資制度

概要

県制度融資は県内の中小企業の皆様に、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、県、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもとで行われている融資制度です。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/index.html>

県制度融資の対象となるのは県内中小企業者（個人、会社、組合等）の方、及び県内で新規創業される方が融資の対象となります。

ただし、事業資金、サポート短期資金を利用するにあたっては、同一事業を一年以上引き続き営んでいることが必要です。

また、創業資金については創業後5年未満までの方が対象となります。

中小企業向け融資制度の概要については、下記 URL の一覧を参照してください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/chuushoukigyou.html>

問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課金融支援室

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL：043-223-2707

13 中小企業投資促進税制

概 要

この制度は、中小企業者などが平成10年6月1日から平成31年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に新品の機械及び装置などを取得し又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除を認めるものです。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5433.htm>

- 1 適用対象法人は、青色申告法人である次の法人です。
 - (1) 特別償却
中小企業者又は農業協同組合等
 - (2) 税額控除
上記の中小企業者のうち資本金の額若しくは出資金の額が3,000万円以下の法人又は農業協同組合等
- 2 適用対象事業年度は、指定期間内に適用対象資産を取得し又は製作して指定事業の用に供した場合におけるその指定事業の用に供した日を含む事業年度です。
ただし、この事業年度であっても、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は除きます。
- 3 この制度の対象となる資産は、その製作の後事業の用に供されたことのない（つまり新品の）次に掲げる資産で、指定期間内に取得し又は製作して指定事業の用に供したものです。ただし、内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む法人以外の法人が貸付け用に供する資産は、この制度の対象となる資産には該当しません。

問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口